

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

国際金融公社協定（昭和三十一年条約第十七号）（抄）

第二条 加盟国の地位及び資本

第一項 （略）

第二項 株式資本

(a) 公社の授権資本は、合衆国ドルによる一億ドルとする。

(b) 授権資本は、各千ドル（合衆国ドル）の額面価額を有する十万株を分けるものとする。この十万株のうち原加盟国が最初に引き受けた株式以外の株式は、その後第三項(d)の規定に従って引き受けることができる。

(c) いずれかの時期に授権された資本の額は、総務会により次の方法で増加することができる。

(i) 原加盟国以外の加盟国による最初の引受に際しての株式発行のためその増加が必要とされる場合には、投票の過半数による。ただし、この(c)(i)の規定に従って授権される増加の累計は、一万株をこえてはならない。

(ii) その他の場合には、総投票権数の五分の四の多数決による。

(d) (ii)の規定に従って増加が授権された場合には、各加盟国は、公社が決定する条件に基いて、それまでに引き受けた株式が公社の総株式資本に対する割合と同一の割合で増加株式を引き受ける適当な機会を与えられなければならない。ただし、加盟国は、増加資本のいかなる部分をも引き受ける義務を負う

ものではない。

(e) 最初の引受に際して又は(d)の規定に従って引き受けられる株式以外の株式の発行は、総投票権数の四分の三の多数決を必要とする。

(f) (略)

第三項 引受

(a) (c) (略)

(d) 株式引受についての価格その他の条件は、原加盟国による最初の引受の場合を除くほか、公社が決定する。

国際開発協会協定（昭和三十六年条約第一号）（抄）

第三条 資金の追加

第一項 追加出資

(a) 協会は、原加盟国による当初出資の払込みの完了の予定に照らして適当と認める時に及びその後は約五年ごとに、協会の資金量の適否について検討し、望ましいと認めるときは、出資額の一般的増加を承認するものとする。前記の規定にかかわらず、出資額の一般的又は個別的増加は、いつでも承認される。ただし、個別的増加は、関係加盟国の要請に応じてのみ考慮する。この項の規定に基づく出資は、この協定において追加出資という。

(b) (c)の規定に従うことを条件として、追加出資が承認されたときは、出資を承認された額及び出資に関する条件は、協会が定めるところによる。

(c) 追加出資が承認されたときは、各加盟国は、協会が合理的に定める条件に従って、当該加盟国がその相対的投票権を維持することができるような額を出資する機会を与えられる。もつとも、加盟国は、出資する義務を負うものではない。

(d) この項に基づくすべての決定は、総投票権数の三分の二の多数により行なう。

第二項 (略)